破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１３号
新潟県長岡市幸町１丁目４番17号、前住所新潟県長岡市与板町与板乙1555番地１
破産者　大久保　孝
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
滋賀県近江八幡市白王町1300番地
破産者　西居　幹雄
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１号
奈良県橿原市曲川町２－５－６、住民票上の住所大阪市平野区背戸口４丁目11番24号　サンライズ有302
破産者　岡本　圭司
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
奈良県橿原市曽我町919番地　福田住宅403号、前住所奈良県橿原市土橋町259番地の63
破産者　へそ家こと　福山　孝明
１　決定年月日　平成23年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５０５号
北海道江別市東野幌町11番地の６
破産者　松永みどり
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２号
北海道小樽市長橋３丁目４番20号
破産者　横山　道一
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１８３号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2714番地119
破産者　塩野入憲一
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第４８７号
愛知県常滑市北条２丁目116番地の２　エスポア常滑301号、開始決定時の住所愛知県常滑市北条２丁目116番地の２　エスポア常滑105号
破産者　木下雅三子
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８号
大阪府岸和田市吉井町３丁目20番８号
破産者　清本　昌桂
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７７９号
大阪府泉南郡熊取町長池１番４―503号、開始決定時の住所大阪府岸和田市東ケ丘町808番地の13
破産者　濵松　昭代
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
兵庫県姫路市佃町35番地ハイツ出雲705号、従前の住所兵庫県姫路市佃町35番地ハイツ出雲701号
破産者　姫路インテリアサービスこと　岸本　勉
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６７７号
熊本県熊本市上代８丁目15番12号、開始決定時の住所熊本市新土河原２丁目12番１号
破産者　山田　眞弓
１　決定年月日　平成23年11月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２５４号
盛岡市三本柳９地割23番地７　ＤＣサニーガルテン２―101号
破産者　千葉千代子
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１２３号
群馬県高崎市下豊岡町116番地11
破産者　櫻井　研一
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１７２号
群馬県高崎市日高町1086番地６　中村アパート
破産者　三枝孔版社こと　三枝　　朗
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３１８号
神奈川県横須賀市二葉１丁目11番１―117号
破産者　幸野　雅弘
１　決定年月日　平成23年11月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部